

令和5年度
津野町
結婚新生活
支援事業



補助額 最大 60 万円

申請期限: 令和6年3月31日

申請の流れ

申請書類
提出

審査

補助金
請求

補助金
支払い



詳しくはうら面へ



津野町結婚新生活支援事業補助金のご案内

津野町では、新婚世帯の新生活を応援するため、結婚に伴うスタートアップ費用(引越しや住居費用など)を補助します。
ご検討の方は下記までお気軽にお問い合わせください！

対象となる世帯

- 次の①～⑥をすべて満たす世帯
 - ① 令和5年3月1日～令和6年3月31日までに婚姻届を提出し受理された、夫婦ともに39歳以下の世帯
 - ② 夫婦の合計所得が500万円未満(最新の所得証明により判断)
※奨学金を返済している方は令和5年度中に返済した額を所得から控除できます
 - ③ 結婚を機に津野町内に住居を新たに購入または賃借し、住民異動届を提出し受理され、5年以上継続して居住する意思がある世帯
 - ④ 他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
 - ⑤ 過去にこの制度に基づく補助を受けている者がいない世帯
 - ⑥ 夫婦のいずれもが県税・町民税等を滞納していない世帯

対象となる経費

- 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った①～③の経費
 - ① 新居の購入費用
 - ② 新居の賃貸費用(家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料)
※勤務先より住宅手当を受けている場合は、その金額を対象経費から差し引きます
 - ③ 引越業者や運送業者へ支払った引越し費用
※不用品の処分料、家具家電購入費、知人に頼んで引っ越した場合、車を借りて自分で引っ越した場合は対象外

補助額

- 婚姻日における年齢が29歳以下の世帯・・・最大60万円
- 30歳以上39歳以下の世帯・・・最大30万円
※補助額上限内であれば、期間中何度でも申請可能

申請期間

- 令和6年3月31日(日)まで



お問い合わせ先

津野町役場 町民課 〒785-0201 津野町永野471番地1 TEL:0889-55-2314